

## 別紙 26 防災設備の設置場所

新庁舎内に設置する防災設備の設置場所は、以下に示すとおり。

設備機器の移設等は市が行うため、機器の設置スペースの確保、機器接続に必要な配管配線を行うものとする。また、危機管理課の機器スペースに設置する機器については、公庁会議室において使用できるよう対応する。

### <防災設備の設置場所>

設備の種類	機器	設置場所
貝塚市防災行政無線	アンテナ	屋上
	本体	アンテナに近い位置
	非常用発電機	本体に近い位置、燃料補充が容易に行える場所
	操作、端末	危機管理課の機器スペース
貝塚市防災行政無線（車両等配信）	親機	危機管理課の機器スペース
	操作	危機管理課、道路公園課、水道サービス課、上下水道総務課、下水道推進課、広報交流課
大阪府防災行政無線	アンテナ	屋上
	本体	アンテナに近い位置
	非常用発電	本体に近い位置、燃料補充が容易に行える場所
	操作、端末	危機管理課の機器スペース
全国瞬時警報システム（Jアラート）	操作、端末	危機管理課の機器スペース
大阪府防災情報システム（0-DIS）	操作、端末	危機管理課の機器スペース
大阪府防災行政無線映像システム	操作、端末	危機管理課の機器スペース
震度情報ネットワークシステム	操作、端末	危機管理課の機器スペース